

事例番号:350207

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 25 週 5 日 切迫早産のため搬送元分娩機関へ入院

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 31 週 0 日

9:15 性器出血あり、子宮収縮増強傾向のため当該分娩機関に母体搬送となり入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 31 週 0 日

13:15 陣痛開始

17:17 経膈分娩

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:31 週 0 日

(2) 出生時体重:1600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.39、BE -3.0mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 6 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 早産児

(7) 頭部画像所見:

生後 42 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症(PVL)を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

### <搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分: 診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師: 産科医 4 名  
看護スタッフ: 助産師 2 名

### <当該分娩機関>

- (1) 施設区分: 病院
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師: 産科医 1 名、小児科医 2 名  
看護スタッフ: 助産師 6 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生前後の循環動態の変動による脳の虚血（血流量の減少）が生じたことにより脳室周囲白質軟化症（PVL）を発症したことであると考えるが、その循環動態の変動がいつどのように生じたかを解明することは困難である。
- (2) PVL の発症には、高サイトカイン血症の関与が考えられるが、具体的にどの程度関与したかを解明することは困難である。
- (3) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考えられる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

### 1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠 25 週 5 日までの妊婦健診は一般的である。
- (2) 妊娠 25 週 5 日に内子宮口開大、子宮頸管長短縮を認めたため切迫早産と診断し入院管理としたことは、一般的である。
- (3) 切迫早産で入院中の管理（子宮収縮抑制薬および抗菌薬の投与、分娩監視装置装着、超音波断層法実施など）は一般的である。
- (4) 妊娠 28 週 0 日に子宮頸管長短縮を認めた状況で、自院での入院管理を継続

したことは選択肢のひとつである。

- (5) 搬送元分娩機関において、妊娠 31 週 0 日に性器出血が認められ、子宮収縮が増強傾向であることから、分娩となる可能性があるかと判断し、当該分娩機関に母体搬送したことは一般的である。

## 2) 分娩経過

- (1) 当該分娩機関入院後の管理(子宮収縮抑制薬の投与、血液検査、抗菌薬の投与、分娩監視装置装着、超音波断層法)および分娩となる可能性があるかと判断しベクタゾリン酸エステルトリウム注射液を投与したことは、いずれも一般的である。
- (2) 妊娠 31 週 0 日に子宮収縮抑制困難と判断して経膣分娩の方針としたこと、および分娩経過中に分娩監視装置を概ね連続的に装着したことは、いずれも一般的である。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸など)は一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

- 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

### (1) 搬送元分娩機関

なし。

### (2) 当該分娩機関

なし。

- 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

### (1) 搬送元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内

で事例検討を行うことが重要である。本事例について、入院後の搬送決定の時期などについて、事例検討を実施することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。